

○浜田市生活環境の保全に関する条例

平成17年10月1日

条例第163号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 生活環境の保全（第7条—第17条）

第3章 保全施策の啓発、推進（第18条—第21条）

第4章 雑則（第22条—第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民が健康で快適な生活を営むため、生活環境の保全に関し、必要な事項を定め、市、市民及び事業者が協力し、一体となって現在及び将来における良好な生活環境の確保に努めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境 住居としての環境及び当該住居を中心として形成される生活を営む環境をいう。
- (2) 公共の場所 不特定多数の者が自由に利用し、又は出入りすることができる公園、広場、道路、河川、海浜その他これらに類する場所をいう。
- (3) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で占有者又は管理者（以下「占有者等」という。）が使用していないものをいう。
- (4) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の容器（中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。）、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす（紙に包んだものを含む。）、紙くず、釣り糸、ビニール袋その他これらに類するもので、投棄されることにより散乱の原因となる物をいう。
- (5) 飼い犬等 犬、猫その他の愛がん動物をいう。

（市の責務）

第3条 市は、良好な生活環境を保全するための総合的施策を策定し、これを実施しなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、生活環境の保全に関する意識を高め、自らの生活行動を地域の環境に配慮したものとするよう努めるとともに、市が実施する施策に協

力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を地域の環境と調和したものとするために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(滞在者等の責務)

第6条 滞在者及び通過者は、自ら地域の環境保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

## 第2章 生活環境の保全

(公共の場所の清潔保持)

第7条 市民及び事業者は、地域、職域等の活動を通じ、公共の場所の清掃に協力するとともに、自主的に地域の清潔な環境保持に努めなければならない。

(空き地の維持管理)

第8条 空き地の占有者等は、環境の保全と害虫発生防止のため、空き地の除草及び清掃を行い、清潔な維持管理に努めなければならない。

(水源の保全)

第9条 何人も、水源及びその周辺の水質の保全について、特に配慮しなければならない。

(排出水の処理)

第10条 家庭からの排出水及び事業活動に伴う排出水を排出しようとする者は、汚水を直接河川等へ放流することなく、汚水ます等の設置その他適切な措置を講ずることにより、公共用水域の水質浄化に努めなければならない。

(空き缶等の散乱防止)

第11条 何人も、空き缶等は、自らの責任において適正に処理し、みだりに散乱させてはならない。

(回収容器の設置等)

第12条 自動販売機により飲食物を販売する者は、当該自動販売機を設置している場所において空き容器を回収する容器を設置するとともに、その機能が十分発揮されるよう適正に管理しなければならない。

(不法投棄の禁止)

第13条 何人も、公共の場所及び他人が占有し、又は管理する場所にみだりに廃棄物を投棄してはならない。

(廃棄物の燃焼制限)

第14条 何人も、燃焼に伴って著しいばい煙、有毒ガス又は悪臭を発生するおそれのあるゴム、皮革、プラスチックその他の物質をみだりに燃焼させてはならない。

(公害防止)

第15条 事業者は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下又は悪臭等によって公害が発生しないよう、施設の整備等の適正な公害防止対策に努めなければならない。

(飼い犬等の管理)

第16条 飼い犬等を飼養する者は、当該動物が近隣住民に危害を与え、又は迷惑を及ぼさないよう適正に管理しなければならない。

(家畜等飼養施設の維持管理)

第17条 家畜等飼養施設の所有者又は使用者は、汚物、汚水の処理施設を設け、これを適正に管理し、汚物、汚水の流出、悪臭の発散及び害虫の発生の防止に努めなければならない。

### 第3章 保全施策の啓発、推進

(啓発)

第18条 市長は、市民及び事業者に対し、生活環境の保全に関する意識の高揚及び知識の普及等の啓発に努めなければならない。

(環境基本計画)

第19条 市長は、総合的な施策を達成するため、生活環境の保全に関する基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、おおむね5年ごとに環境基本計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

3 市長は、環境基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、浜田市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 市長は、生活環境等に関する年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(生活環境保全推進員)

第20条 市長は、地域における生活環境の保全を推進するため、生活環境保全推進員を委嘱することができる。

(生活環境保全協定の締結)

第21条 市長は、生活環境の保全に関し、必要と認めるときは、事業者に対して生活環境の保全に関する協定を締結するよう求めることができる。

2 事業者は、市長から前項に規定する生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

#### 第4章 雑則

##### (紛争の処理)

第22条 事業者は、その事業活動による公害等に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

##### (指導等)

第23条 市長は、生活環境の保全に関し、必要があると認めるときは、関係者に対し必要な措置を講ずるよう指導又は助言することができる。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定による指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

3 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

##### (立入調査)

第24条 市長は、生活環境の保全に関し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、職員を必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

(1) 人の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 災害を誘発するおそれがあるとき。

(3) 周囲の美観、清潔及び衛生を著しく害するとき。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 関係者は、正当な理由がない限り立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

##### (委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浜田市生活環境の保全に関す

る条例（平成11年浜田市条例第14号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。